

<基礎特訓>社会的養護関係施設の指針練習

©2025sakurakosensei 転載・転売・流用禁止

<問題編>

問1

次の文は、「乳児院運営指針」（平成24年3月 厚生労働省）において示されている「養育・支援」に関する記述として不適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 日常の養育において「複数養育制」を行い、特別な配慮が必要な場合を除いて、基本的に入所から退所まで複数の担当制とする。
- 2 発達に応じた量や時間の間隔、排気のさせ方などの基本的な援助方法についてマニュアル等を作成し、施設内での共通理解を持つ。
- 3 おもちゃの個別化を認め、個人別に収納場所を設け、自分の所有物という認識・喜びを与え、自分で片づけるという意欲を育てる。
- 4 乳幼児突然死症候群（SIDS）や窒息の予防策に関するマニュアルを整備し、職員の知識習得や応急処置のスキル向上のための取組を行う。
- 5 措置変更等に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互の連携に努める。

問2

次の文は、「児童養護施設運営指針」（平成24年3月 厚生労働省）において示されている「養育・支援」に関する記述として不適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 発達段階や好みに合わせて、四季を通じて子ども自身が衣服を購入する機会を設ける。
- 2 幼稚園の就園等、可能な限り施設外で教育を受ける機会を保障する。
- 3 計画的な小遣いやアルバイト代の使用、金銭の自己管理ができるように支援する。
- 4 公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障する。また、障害を有する子どもについては特別支援学校高等部への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障する。
- 5 里親、児童自立支援施設などへの措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設ではない施設への措置を検討する。

問3

次の文は、「母子生活支援施設運営指針」（平成24年3月 厚生労働省）において示されている「支援」に関する記述として不適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 入所直前は心理的に不安定になりやすいため、コミュニケーションに心がけ、心理面に十分配慮する。
- 2 母親と子どもの関係を構築するための保育、保育所に入所できない子どもの保育や早朝・夜間・休日等の保育、子どもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育等、ニーズに応じた様々な施設内での保育支援を行う。
- 3 安心して学校に通えるように、宿題、支度等の学校生活に関する支援を行う。
- 4 DVから脱出することができたことを評価し、安心して安定した生活と母親と子どもの幸せな未来について職員と一緒に考え支援することを伝える。
- 5 公共職業安定所だけでなく、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関を活用し、また必要に応じて、職場開拓を行い、求人案内の情報提供や同行支援を行う。

問4

次の文は、「児童心理治療施設運営指針」（平成24年3月 厚生労働省）において示されている「治療・支援のあり方の基本」に関する記述として不適切な記述を一つ選びなさい。

*「児童心理治療施設運営指針」は、策定時「情緒障害児短期治療施設運営指針」であったため、文中の表記が旧名称のままとなっている。以下の問題は旧名称のまま作問されている。

- 1 情短施設（旧表現：現在は心理治療施設）で行われる治療は、心理的困難を抱え生きづらさを感じている子どもに、まずは生きやすいと感じられる生活の場を提供することから始まる。
- 2 治療は、子どもの同意のみならず、保護者を治療協力者ととらえ、保護者に児童の状態及び能力を説明し治療方針の同意を得ながら進めていく。
- 3 ほぼ変わらずに流れ、子どもたちが見通しを持って行動ができる日課が、安心感につながる。生活のルールは明確で公平であり、原則として職員によって対応が変わることが無いようにする。
- 4 子ども集団の中に居場所を得て、「みんなと一緒に」という感覚を持つ経験が、子どもの成長には欠かせない。
- 5 情短施設（旧表現：現在は心理治療施設）は市町村単位の狭い地域を基盤とし、児童相談所や社会的養護関連の施設との連携が必要である。

問5

次の文は、「児童自立支援施設運営指針」（平成24年3月 厚生労働省）において示されている「支援」に関する記述として不適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 施設での支援は子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠であり、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的かわりを行う。
- 2 規則の押し付けや過度の管理に陥ることなく、支援基盤というべき一定の「枠のある生活」である集団生活の安定性を確保するように取り組む。
- 3 集団生活を行う環境づくりに配慮する。
- 4 子どもの行動上の問題に対しては、子どもが訴えたいことを受けとめるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で、適切に検討する。また、記録にとどめ、以後の対応に役立てる。
- 5 アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝える。

問6

次の文は、「自立援助ホーム運営指針」（平成24年3月 厚生労働省）において示されている「自立援助ホームの理念」に関する記述として不適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 自立援助ホームは、社会的養護を必要としながら、福祉、医療、労働、司法などの制度の狭間で支援を受けられなかった子どもたちを対象に、「誰一人も見捨てない」、「最後の砦」という思いを持つ人々によって開設された歴史がある。
- 2 自立援助ホームでは、「しつけ」や「指導」を優先する。
- 3 丁寧な生活の営みの中で、時にはスタッフと利用者との真剣なぶつかり合いが心の糸に触れ、信頼関係を築くことになる。
- 4 自立援助ホームでの目標は、基本的な生活習慣や金銭管理、生活技術の獲得以上に、利用者がスタッフとの信頼関係を築き、困った時に相談できるようになることが重要となる。
- 5 入居中と同じ位、退居後の相談支援が利用者にとって大切であることを常に意識して、利用者が求め続けている間は、支援を継続する必要がある。

問7

次の文は、「里親及びファミリーホーム養育指針」（平成24年3月 厚生労働省）において示されている「養育・支援」に関する記述として不適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 里親及びファミリーホームにおける家庭養護は、子どもを養育者家族の生活の場である家庭に迎え入れて行う公的な養育であり、「中途からの養育」であることがその特徴である。
- 2 「日課」や「規則」がなく、集団生活ではない、あるいは、その要素が緩やかなことが家庭養護の良さである。しかし、ルールが全く無い、あるいは必要はないということではなく、個々の家庭には、その家庭の暮らし方がある。
- 3 子どもが通う幼稚園や学校には、社会的養護を必要とする子どもの養育であることを伝え、よき理解者となってもらえるよう、働きかけることが必要である。
- 4 子どもの人生は、生まれた時から始まっている。自己の生い立ちを知ることは自己形成において不可欠である。真実告知は行わないという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え、子どもがどう受け止めているかを確かめつつ、少しずつ内容を深めていくことが大切である。
- 5 一定のルールのもとで、実親との面会、外出、一時帰宅などの交流を積極的に行う。実親とのかわりか、子どもの生活や福祉、里親等とその家族の生活を脅かす場合に限り、交流が制限される。

<解答編>

問1 正答 1

- 1 × 「乳児院運営指針」第Ⅱ部「各論」1「養育・支援」（以下「指針」）（1）「養育・支援の基本」①「子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育む」では「日常の養育において「担当養育制」を行い、特別な配慮が必要な場合を除いて、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とする。」としている。
- 2 ○ 「指針」(2)「食生活」①「乳幼児に対して適切な授乳を行う」の文章。
- 3 ○ 「指針」(5)「発達段階に応じた支援」②「発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫する」の文章。
- 4 ○ 「指針」(6)「健康と安全」③「感染症などへの予防策を講じる」の文章。
- 5 ○ 「指針」(8)「継続性とアフターケア」①「措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行う」の文章。

問2 正答 5

- 1 ○ 「児童養護施設運営指針」第Ⅱ部「各論」1「養育・支援」（以下「指針」）（7）「自己領域の確保」①「でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とする」の文章。
- 2 ○ 「指針」(1)「養育・支援の基本」④「発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する」の文章。
- 3 ○ 「指針」(8)「主体性、自律性を尊重した日常生活」③「子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援する」の文章。
- 4 ○ 「指針」(9)「学習・進学支援、就労支援」①「学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う」の文章。
- 5 × 「指針」(12)「継続性とアフターケア」①「措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行う」では「里親、児童自立支援施設などへの措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応する。」としている。

問3 正答 1

- 1 × 「母子生活支援施設運営指針」第Ⅱ部「各論」1「支援」（以下「指針」）（2）「入所初期の支援」②「新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行う」では「入所直後は心理的に不安定になりやすいため、コミュニケーションに心がけ、心理面に十分配慮する。」としている。
- 2 ○ 「指針」(4)「子どもへの支援」①「健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行う」の文章。
- 3 ○ 「指針」(4)「子どもへの支援」②「子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や

進路、悩み等への相談支援を行う。」の文章。

- 4 ○ 「指針」(5)「DV被害からの回避・回復」④「心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援する」の文章。
- 5 ○ 「指針」(10)「就労支援」①「母親の職業能力開発や就労支援を適切に行う」の文章。

問4 正答 5

- 1 ○ 「児童心理治療施設運営指針」第Ⅰ部「総論」5「治療・支援のあり方の基本」(以下「指針」)(1)「基本的な考え方」①「治療の原理」の文章。
- 2 ○ 「指針」(1)「基本的な考え方」③「治療目標」の文章。
- 3 ○ 「指針」(2)「治療の場といとなみ」②「日常生活」の文章。
- 4 ○ 「指針」(2)「治療の場といとなみ」④「子ども集団の中での経験」の文章。
- 5 × 「指針」(5)「地域支援・地域連携」では「情短施設(旧表現：現在は心理治療施設)は都道府県、政令市単位の広域な地域を基盤とし、児童相談所や社会的養護関連の施設との連携が必要である。」としている。

問5 正答 3

- 1 ○ 「児童自立支援施設運営指針」第Ⅱ部「各論」1「支援」(以下「指針」)(1)「支援の基本」①「子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指す」の文章。
- 2 ○ 「指針」(1)「支援の基本」③「集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行う。」
- 3 × 「指針」(4)「住生活」①「居室等施設全体を、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにする。」では「小規模グループケアを行う環境づくりに配慮する。」としている。
- 4 ○ 「指針」(7)「行動上の問題に対する対応」①「子どもが暴力、不適応行動・無断外出などの行動上の問題を行った場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応する。」の文章。
- 5 ○ 「指針」(11)「継続性とアフターケア」③「子どもが安定した社会生活を送ることができるよう通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行う。」の文章。

問6 正答 2

- 1 ○ 「自立援助ホーム運営指針」第Ⅰ部「総論」3「自立援助ホームの役割と理念」(2)「自立援助ホームの理念」(以下「指針」)①「自立援助ホームの原点」の文章。
- 2 × 「指針」②「大切にされる経験の保障」では、「大切にされる経験が保障されなければ、人への信頼感を獲得し、成長していくことは難しい。したがって、自立援助ホームでは、「しつけ」

や「指導」を優先するのではなく、利用者の自尊心が育まれる受容的、支持的関わりを中心とした支援を行うことが大切である。」としている。

- 3 ○ 「指針」③「真剣に向き合う姿勢」の文章。
- 4 ○ 「指針」④「継続する支援」の文章。
- 5 ○ 「指針」④「継続する支援」の文章。

問7 正答 4

- 1 ○ 「里親及びファミリーホーム養育指針」第Ⅱ部「各論」1「養育・支援」(以下「指針」)(1)「養育の開始」の文章。
- 2 ○ 「指針」(3)「家族の暮らし方、約束ごとについての説明」の文章。
- 3 ○ 「指針」(5)「幼稚園や学校、医療機関等との関係」の文章。
- 4 × 「指針」(6)「子どもの自己形成」では「子どもの人生は、生まれた時から始まっている。自己の生き立ちを知ることは自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え、子どもがどう受け止めているかを確認めつつ、少しずつ内容を深めていくことが大切である。」としている。
- 5 ○ 「指針」(7)「実親との関係」の文章。